

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑥

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月3日（火）19：00～21：00

場所：福島市文化センター

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：中間貯蔵施設を造るという中で、実際に建設が始まって、最終処分をするまでの間、どれぐらい建設の期間がかかって、どれぐらいの間に搬入をして、その間にどれぐらいのトラックが町を走るのか、中間貯蔵施設を造らなくても仮置き場など作られていると思うので、仮置き場にそのまま保管したこととの経済性の優位性、そこら辺の話と、あと今ある福島市とか、この辺にあります仮置き場と、中間貯蔵施設とのスペックの違いを教えてくださいたいと思います。

環境省：ひとつ目のご質問、中間貯蔵施設の工程と申しますか、工事の流れと申しますか、そのご意見・ご質問ありましたので、まずそちらについてお答えいたしたいと思います。先ほど申しましたように、なるべく早く、すみません。相手が、相手と申しますのは、用地の手当てというのがございますので、その手当てを行わないとこの工事は進まないのでございます。できるだけ早くご了解いただいて、用地の取得、そちらをなるべく早く行いたいと思っております。用地の取得ができればもう、そこから工事が進むと同時に、フレコンバッグ、各地、仮置き場では保管をされているものの、フレコンバッグが運ばれると思っております。従いまして、今のところ私ども考えていますのは、30年以内に県外に搬出する、最終処分と考えておりますので、それまでの長期間になりますが、できるだけ短

い間、用地の取得を急がせていただいて、それと設計・施工を順次やっていって、運び込みたいと思っております。

もうひとつ、そのトラックは何台ぐらいかというお話なんですが、実は今、仮置き場も現在進行形で動いております。仮置き場に集まっていない、例えば仮置き場ですとか、あるいは現場保管だとかいうこともございまして、現在、全ての除染がまだ終わっているわけではございません。ただし、前の会場でもご質問ございました、何台なのかというお話なんですが、これは例えば2,200万立方メートルをトラックの積載重量で単純に割って出すことはできます。例えば、1台で10立方メートル積めるのであれば、220万台、これ単純になります。ただ時間との、どこでどれだけのものがいつ発生するか、というのがございまして、この前もご説明したんですが、例えば仮置き場がいろいろあって、そこから毛細血管が集まってきて、例えば動脈になって、大動脈になるということがありまして、それぞれどれだけまだ運べるかというのは分かっておられない状況です。単純計算ではできますけど、実際、どれだけトラックが何台、どこを通るかというのは現在まだ分かっていない状況でございます。

これは、おそらく仮置き場、あるいは除染が進むにつれて、精度よく分かってくることだと思います。それと、当然先ほどご指摘ありました工事の進捗とも関係しますので、その辺り、現在もやりながら、用地の取得をしながら、工事の取得をしながら、実際に日々分かってくるのだと思います。

それと、もうひとつ仮置き場と中間貯蔵のスペックはどうなのかというお話でございますが、中間貯蔵施設につきましては、長期間保管すると、最大30年保管するというので、濃度ごとに分けまして、先ほど、配置で申しますと、17ページ、18ページに載っておりますが、例えば濃度が8,000ベクレル以下であれば、土壌貯蔵施設Ⅰ型、8,000ベクレル超の土であれば、土壌貯蔵施設Ⅱ型と。それと、仮置き場とここで違うのは、仮置き場は葉っぱとかそういうのも入ってございまして、葉っぱとか木の枝が入ってきたとき分別をしまして、そこで焼却をするということになっております。焼却は、焼却したあと、25ページに載っていますような密封型の容器に入れるという、ここは大きな違いでございます。

ということで、仮置き場はあくまでそこに一時的に置いて、フレコンバッグを置いて、それから覆土をして、遮蔽をするということでございます。ここは谷を埋めて、そこに貯蔵するというところはひとつ大きな違いでございます。

参加者：1回だけ。すみません。先ほどのご説明の中で、中間貯蔵施設に搬入し始めてから30年以内に最終処分場へ持っていくというふうにご発言があったと思うんですけど、政

府の出されたものだと30年以内に最終処分場へ持っていくための措置を講ずるということで、そこもまた、これから何年で最終処分場を造ろうかというふうに受け止めていたんですけども、30年以内に中間貯蔵施設はなくなると断言されるということでもよろしいんですか。

環境省：はい。30年以内に県外で最終処分場を完了するというございますので、30年後には中間貯蔵施設としての機能は終了すると、そのように国として進めていきたいと思っております。

参加者：国のやってることはもう、なんて言うのかな。用地買収にしても、中間貯蔵を造るのはもうしょうがないと思ってるんですよ、私たち町民は。ただ、そのやり方がちょっとおかしいってことですよ。まず、普通なら用地買収するのに、これだけお払いしますからよろしく願いますっていうのが筋でしょ。それ全然、われわれ町民は聞いてないですよ。そこのところどう思ってるのかな、と。思って。聞かせてください。

環境省：今のお話、まず用地、中間貯蔵施設を造るには用地を買収しないとイケないと。そのためにまず、用地代が、はっきり言いまして用地のお金と申しますか、それがいくらぐらいになるのかをまず示してから、こういうような計画を持ってきて、説明するべきではないかというお話だと思います。実は同じ質問がやはり、前の会場でも出ておりました。やはり、大変申し訳ないですが、いくらで用地が取得できるのかというのは大きな、ある意味、関心事項と申しますか、それは当たり前だと思っております。

しかしながら、まだわれわれ、今回のご案内も町のほうからさせていただいたように、地権者の方はわれわれ、全然アプローチもできておりません。今回も、まずはこれだけ大きな事業ですから、町民の皆さま方に平等にこの大きな町の将来を決める、影響のある施設についてご説明をすると。それからの受け入れ、それから地権者の方というステップをやはり、踏ませていただかざるを得ないと。

しかしながら、もうひとつ、実は用地の価格はいくらなのかというのは、はっきり申しまして、おそらくご存じの方もおられると思いますが、そう簡単に出るものではございません。例えば、場所によっても違いますし、あるいは、例えば家をお持ちの方でしたら、これは将来の話で大変申し訳ないのですが、まだ施設の受け入れとかそういうのをちょっと、前提、飛ばさせていただきまして、例えば家でしたら、われわれ、実際皆さま方と同行していただきまして、家の中の鍵を開けていただいて、家の中を見ないといくらだというのは実際分からないわけです。そこで動産はどのくらいあるのか。例えば、宅地の、そ

ういものがありますので、実際、費用を出させていただくのは個々、それぞれご事情、全然違いますので、それについては個々でまったく変わってくるということもございます。従いまして、いくらかというのは正直なところ、申し上げられない状況です。それと、これは相対のお話になります。

参加者：逃げてんでしょうよ、はっきり言って。だって、ダムのとときだってそうだ。例えば、ダムの用地にうちがありました、それで埋没します、では補償しましょう。道路拡張しますから、その分出しますよと、もうそんなの全然分かるんですよ。それを出さないで、ごちゃごちゃごちゃごちゃ言って、うちを出ますってどうのこうのって言ったって、なんにも出てくるわけないでしょ。

環境省：お答えします。ダムとか道路の場合は違うんじゃないかというお話なんです、ダムと道路の場合もまったく同じ手順を踏んでおります。まず計画を皆さま方にご説明して、それから、まずどこの地権者なのかということ特定しないとできません。まだわれわれ、そこまでいっておりません。これはまずは、物理的にできるかどうかですから、まず地権者の特定というのがございます。その前に、やはり受け入れというのがございます。私どもとしては一刻も早く地権者の方にこういうお話、させていただきたいと思っておりますが、まだそこまでいってないと。もし、そういう段階に来れば、まず地権者の皆さま方と接触いたしまして、お話をできることになろうかと思っております。繰り返しになりますが、ダムでも道路でもまったく同じ手続きを取っております。それはご理解いただきたいと思います。

参加者：すみません。環境省、復興庁、皆さんこうやってそろっていらっしゃるのに、なぜ双葉町、大熊町が諸手を挙げて賛成ですと、あれがないのはどういうわけかご存じですか？ というのは、要するに金も何も、先に示さないで今も話した通り、ね、そして査定額をどうのこうのって言うてる前に土地、建物、田畑全体を含めて何町歩あるから、おたくにはいくらですよと含めた値段をやれるのも、金の問題なんです、皆さんは。土地うんぬんじゃなくて、もう帰れないっていうのは分かってるんですよ。だから、金はこれだけお示ししますから、いかがですかと。それから決めるのが妥当じゃないでしょうか。皆さん、金も出さないで、ただここさ造るからここ譲ってくれって言ったって、ああ、いいですよって誰も言わないですよ。

そしてほんで、譲るって言ってから、そのころにじゃあ、なんか自分の査定額、確かにいろんな査定の人がいくんだらうけども、その人に見方によって値段が違うんですよ。

また全部、宅地、山林、あとは田畑、全部含めてこのうちはいくらありますから、いくらにしますよっていうのを示すのはできないんですか。金額は無理だろうけど、報道陣がいるからね。そういうふうにしてもらえると、皆さん賛成しますよね。

環境省：ありがとうございます。まずお金を示すべきじゃないかと、私もほかの会場でも同じようなご質問ありましたので、そういうお考えと申しますか、そういうご希望の方が多いというのも分かっております。ただし、何回も繰り返し、これはご説明するしかないですが、その段階になるべく早くいきたいと思っております、実は。なんとかお金を示せる段階に一刻も早くいきたいと思っております。ただし、まだ受け入れというところまでいっておりません。ダムでも同じでございます。それから実際に入らせていただいて、土地の評価をさせていただくとか、どんな木が何本生えているとか、まずは個人の土地に立ち入って調査をしないとイケませんので、そのお許しが出ない限りはできませんし、まだ事業自体が、あくまで事業の説明で、受け入れとは別だよというのを、両町のほうからそういうお話も新聞報道等であったかと思っておりますので、まだそれは別です。

ただ私どもとしては一刻も早く、皆さま方とこういうお話をしたいと思っております。そうでないと、中間貯蔵、進みません。しかしながら、現時点ではあくまで事業の説明だということで、なんとかご理解いただきたいと思っております。ただし、一刻も早くそういう段階に進まないとな次のステップが、おそらく皆さま方もそうですし、われわれも次のステップ進めませんので、なんとかその段階に一刻も早く入りたいと思っております。

何回も、本当に繰り返し申しますが、ただその実際現地でそういう、査定とおっしゃいましたけど、そういう調査をしないと分かりません。これは誰に聞いても、専門家に聞いてもそうだと思います。そういうところにまずいくために、こういう説明会を開催させていただいているというのをなんとかご理解いただきたいと思っております。これは同じご質問で、お答えも同じお答えしかできませんで、そこはなんとかご理解いただきたいと思っております。われわれとしても一刻も早くその段階にいきたいと思っております。これは思いはおそらく同じだと思いますけど、何とぞご理解いただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

参加者：今の話の続きになるかと思うんですけども、やっぱりこれはどうしても使えないような土地、といったらやっぱり賠償ということで金額、やっぱり補償してもらってたら、これからの生活の再建ってということになると思っておりますので、全然これ、入ってこない

と分かんないんじゃないかと、別に幅があったっていいんじゃないですかね。田んぼだったら何等級。

この等級だったらいくらとか。どっかのほら、なんですか。役場さんですか。ああいうところにもこれ、南相馬市の土地は買ったたかれたとか、そういうので騒がれてるぐらいみたいですけども、何等級だったらいくらとか、そういう示し方っていうのはできない、できるもんだと私は思うんだけど、そんなことも示されないわけですか。

環境省：すみません。これも共通のご質問だと思います。賠償とおっしゃいましたけど、お手元のページの、お手元の資料の横長の資料の1ページ目、めくっていただいて、2ページ一番下に、この土地、われわれ手当てするときの損失補償というのがございます。その損失補償は。

損失補償、財物賠償対象とそれは別でございます。補償は補償、賠償は賠償です。それは別ということをご理解いただきたいと思います。それに加え、今のご質問は、だいたいでもいいからなんか示せないのかというお話だと思います。きっちりしたものではなくてもいいけど、だいたい平均このぐらいじゃないかということをも示せないのかというお話だと思うんです。これも実は、この説明会の中でも質問をいただいているわけでございます。大変申し訳ございませんが、やはり現地にまだわれわれ、立ち入れておりません。個人の土地というのもあります、立ち入れておりませんので、そこまでまだ進んでいないという状況でございます。そういうところにも早く行きたいと思っておりますので、なんとかご理解いただきたいと思います。

繰り返しになりますが、土地の価格ですとか、だいたいこのぐらいのというのも現時点ではまだ、示せる状況ではありませんし、まだ本日はあくまで事業の説明会ということで、そういうお話にできないというのをご理解いただきたいというように思います。

参加者：17ページなんですけれども、中間貯蔵施設の配置図。この赤い線で境界線になってるんですけれども、ちょっとこの図面ではどこが境界か、あ、そうですね。はい。どこが境界なのか正直、分かんないんですけど、これはあと何かで示されるんですかね。

環境省：お手元のパンフレットの17ページ、18ページ。先ほど触れさせていただきましたけど、もう一度ちょっとご説明させていただいてよろしいでしょうか。真ん中、上が太平洋で、真ん中からもう福島第一原子力発電所になっておりまして、その下の赤で囲ってあるところ、ぎざぎざになっているところは東京電力福島第一原子力発電所の敷地境界になっております。この敷地境界。ぎざぎざの上のほうですね。この敷地境界から内側でござ

います。外側の一番下が国道6号線です。一番下側の線が国道6号線で、国道6号線の海側の線になります。それと右側、一番右側、大熊町のほうなんですが、これが2級河川、熊川という川が流れております。熊川の左岸、川というのは上から見て、左岸です、北岸と申しますか、その北岸の堤防の法尻になります。堤防の法だと、堤防までと、右側、熊川の堤防の北岸になります。

一番北の端、双葉町側なんですけど、ちょっとこれ、道路沿いに一番北側にスクリーニング施設とか、緩衝緑地帯と書いてございますが、双葉町、地形を見ますと、どう言いますか、東京電力のほうからぐぐぐと郡山のほうに来て、郡山で斜面になって、田んぼに落ちております。田んぼに落ちておる台地が田んぼに来た所から、道がふたつ目、これと言うと、ふたつ目、2本目の道までとなります。それが境になっております。

それから道沿いに沿いまして、海のほうから確か下水処理場はこの一番右側にあったかと思えますが、そのところから道路に沿いまして、国道に行きまして、道路沿いに緩衝緑地等と書いてございます。駐車場、付帯施設と書いております。ちょうどこのちょっと小さくて申し訳ないですが、17ページ左の下で、駐車場、付帯施設と書いてあるところがございます。ここのかくんと折れ曲がったところの外側が双葉町役場になります。

もう一度言いますと、道路沿いにこの赤線を切ってございます。それで、この左下の駐車場、付帯施設というのがかくんと曲がった左の下、外側が双葉町役場の建物になります。あとは道路沿いでこう切ってございます。一番下は国道6号線の海側でございます。以上でよろしいでしょうか。

参加者：すみません。口頭で言われても正直分からないですよ、2本目の道路と、言われても道路が何本走ってるかも記憶がないんです。細い道路を言ってるのか、大きい道路を言ってるのか。そういったのが分かんないんで、何かこういったあと、双葉町、大熊町、行政に対して町民に分かるように、こういった地図とかそういうのを送っていただけなのかという、私、ご質問なんですけども。

環境省：もうちょっと詳細な、と申しますか、境が分かるような感じのそういう図面という意味でしょうか。

参加者：ええ、そうですね。こういうのは送ってはいいただけるんですか、というお話なんですけど。

環境省：これ、国土地理院の地図に落としていますので、これ以上、実は細かいと申しますか、詳細なものはございません。従いまして、たまたまこれ、印刷の関係で左が白くなっていますので、それが余計分かりづらいと思うんですが、ちょっとどうやってもうちょっと詳しいのを示すかにつきましては、ちょっと相談したいと思えますけど、要はこの道だということが分かったほうが良いということですよ。

参加者：うちもそうなんですね。もうこれじゃあどこのお宅が入ってるのか、入ってないのか分かんないですよなって質問してるんです。言ってる意味分かります？

環境省：分かります。ただ、大きいいわゆるランドマークで切っておりまして、例えば熊川ですとか、国道6号ですとか、あるいは道路沿い。

参加者：それでは、このちょうど境界にいる人が不安になりますよね。私ちょっと双葉町、さっきお話ししたんですけれども、これと言われても、この境界の境、右左で分からなくなりますよね、この地図で。それもちゃんと示してもらえないと、話できないですよって私はお話ししてるんですけども。お分かりですか。それを、町民の皆さんに配布してただかなければ、お話、進められませんか。この地図で皆さん分かりますか。分かりませんっていう声があったんですけども、これを、このちっちゃい地図で中間貯蔵施設の境を作られても、この境界に入っている人、入っていない人の区別っていうのはできないんで、そこをもう少し大きい写真や地図とか、そういったもので示していただかなければ、納得できないですよ。

環境省：ありがとうございます。地図の縮尺、国土地理院のを使ったりしますので、5万とかそういうオーダーでも書いておるんですが、その地図上ではおそらく、国土地理院の地図の上で示せばお分かりになると思います。もしこの中で分からない方があれば、後ほど、また個別にお答えしたいと思いますし、ちょっと出し方についてはこれが一番今のところ、詳細な地図で、ただ左のほうがちょっと切れておったのがあれですけど、また町のほうともご相談させていただきたいと思います。

参加者：それをお願いします。

参加者：これは30年っていうのは、大熊町は30年間、誰も帰れないっていうことなんですか。

環境省：30年間帰れないということではなくて、中間貯蔵施設の貯蔵期間が30年ということですので、中間貯蔵施設の範囲は30年間使わせていただきますけれども、それ以外の、例えば大熊であれば、大川原などで復興拠点の整備が進んでおりますけれども、そういったところは30年間使えないということではまったくございません。

中間貯蔵施設から外側の地域に影響がないようにしっかりと対応していきたいと思えます。

参加者：はい、分かりました。ええ。それで、私一番、これで気になったのが、自分がこの用地買収の範囲に入るのか、入らないのかということだったんですね。一番嫌なのは、自分の家の目の前にフェンスが立って、そこが中間貯蔵施設です。目の前で暮らしてください。これは一番、隣接している方が気になっているところだと思うんです。ですので、今回の土地の買収に関わっていない、数メートル先、または6号の反対側の家の人たちとかは、一番心配されていると思うんですね。その辺の補償ですとか、そういったことも考えているのでしょうか。

環境省：これもよくいただく質問で、中間貯蔵施設の敷地は敷地でこの中はできると、じゃあ、例えば、その外側に住んでいる、住まわれる方、あるいは外側にいろんな財産をお持ちの方、先ほどこれ、外側に影響がないように施設は設置いたします。例えば、線量をきちんと管理するとか、設置しますけど、例えば精神的に、あることによって例えば不安になるとか、あるいは、この前のお話でございました、風評被害があるですとか、そういうのがあろうかと思っております。一方、こういう施設を造るときには必ず敷地の境界というのは出るものでございます。ある一定のところまでですよ、という敷地境界を作らないといけない、そこはご理解いただきたいと思えます。

ただし、敷地の外側はどうなのかということですが、そこはなんとか、例えばリスク、われわれこんな安全ですよとか、情報をどんどん発信したり、実際に来ていただいて安心していただくしかないと思っております。それと、例えば風評被害、例えばそういうところで農業をするにしても、中間貯蔵施設があることによって風評被害が起きる。だから、そこで将来、例えば、営農はする気がなかなか起こらないとか、そういうのはあると思えます。そういう風評被害に対しては、きちんと手当てをしていきたいというように考えております。

ただ、それがあること、中間貯蔵の敷地の外についてはどうなのかというところは、残念ながら用地の補償については、ある一定のところまで切らないといけませんので、そこは

なんとかご勘弁をいただきたいと思っております。ただ、精神的にあることによって不安だとか、そういうのはあると思っておりますので、そこはきちんとお話をして、安心を皆さま方にさせていただく必要があると、それは当然やっていきたいと思っておりますし、やる必要があると思っております。

復興庁：外側につきましてもわれわれ、しっかりと皆さま方の不安のないように、いろいろな交付金とか、さまざまな国のお金を使いながら、風評被害の払拭ということに取り組んでまいりたいと思えます。以上です。

参加者：私は直接地権者ではないんですけども、町の将来がどうなるのか心配で、この説明会に来ました。中間貯蔵施設という、この中間ってという言葉がすごく曖昧だと思いました。中間ってということに対しての、それでは最終ってというのはあるのかどうか。それで、先ほどのこの中間貯蔵の候補地選定の考え方の中に、発生する地域からの近さってというのがあったんですけども、そういったことを考えた場合、最終処分場の貯蔵施設にも、中間貯蔵と同じような条件を考えているとすれば、もう双葉、大熊しか中間貯蔵じゃなくて、最終になるのではないかという、すごくその疑念というか、そういうのが湧いてきました。また、地権者の方に対する補償も、中間と最終とでは全然違ったものになると思うんですけども、その辺はどういうふうに考えてらっしゃるのか。また、中間貯蔵の使用ってというのは30年をめぐりにしてますけど、それでしか耐えられないような設計なのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思えます。

環境省：まずちょっと順番、逆になりますけど、設計の話からさせていただきたいと思えます。30年なら30年でそういう設計でいいのかと、それは決して思っておりません、いろいろな不確定要素ございますので、それはしっかりとした構造物、30年というのではなくて、例えばコンクリートの遮蔽でしたら、きちんと遮蔽ができた鉄筋コン、例えば、すみません。25ページ、こういうようなしっかりした通常と申しますか、きちんとした土木構造物を造ってきたいというように考えおります。

それと、あと最終処分だったら、中間貯蔵、場所の選定の考え方も同じじゃないかというお話でしたが、放射性セシウム、年とともに減衰をいたします。ただそれと、いかに減容化して分離をするかという技術によるところが最終処分の確保とかやり方には非常に大きいと思っております。減容化、あるいは分離、あるいは減衰と、そういうものもありますので、最終処分をどうするか、場所をどうするかというのは中間貯蔵とはまた違うのではないかと私は思っております。

それと、あと、用地の価格につきましても、これは公共事業という統一的な考え方でやっておりますので、使用目的と申しますか、あくまで公共事業では同じ考えでいくということでございます。

参加者：30年以内に福島県外で最終処分を完了するってありますけども、30年以内に完了するにあたっては、また最終処分場の土地などをいつのころから始めるのか、その辺もご検討いただいているのでしょうか。

環境省：申し訳ございません。最終処分場はどこに持っていくのかと、その見通しは立っているのかということでございますが、現在のところ、まだそういう見通しは立ってございません。これも説明会でいろいろご質問、出てますが、大変申し訳ないんですが、現在のところどこに造るかということは立っておりません。まずは中間貯蔵に全力を傾注して、その中間貯蔵をやりながら、最終処分に向けた準備をしていきたい。これは先ほど申しましたように、減容化ですとか、さまざまな技術というものも必要となってきますので、まずは中間貯蔵に全力に傾注して、その間に頑張っていきたいというように思っております。

参加者：自由度の高い交付金ということで、だいぶ国のほうでは力強く言ってるんですが、ばらばらになった中ではこんな金出してまで、どうしようもないと思うんですね。私個人としては、双葉町、大熊町は両方とも国有地にして、その中でやっぱり中間貯蔵施設をやっぱりやるべきだと。すなわち、国としての責任があるわけですから、町民全体に両町に対しての補償を行うべきだと私は思います。いかがでしょうか。

環境省：この交付金につきましては、直接皆さまに例えば、補償の上積み等というような形で出すということは、これは国費、税金でございますので、申し訳ございませんができません。しかしながら、町を通じまして、具体的に皆さまの生活に直結するような形で使っていくということもできると思っております。例えばでございますけれども、被災地の方々が集うような事業、そのための交通費を出すとか、そういったことにも使っていくことができるのではないかと。そういった点については、国からただ単に交付金を措置するというのではなくて、町と一緒に、国としてもしっかり考えながら、復旧・復興、それから皆さまの生活に直結するような形で、なるべく使っていけるような、そういう工夫をこれから一生懸命、一緒になって考えていきたいと、このように思っております。

なかなかストレートにお答えできないのが、こちらとしても歯がゆいところがございますけれども、こういった限界の中でできる限りのことをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

環境省：前半でおっしゃいました、街全体を国有化して、そこに全部を補償して中間貯蔵を造るべきだというお話でございましたが、やはりこういう施設を造るにあたって、物理的に可能かということと、ある一定の敷地境界が出るというのは技術的、物理的にやむを得ないものだと思っております。しかし、今おっしゃいました町全体というのは、なかなか将来の町の姿等もございますので、われわれとしてもやはり、物理的、技術的にこの、あるいは技術的に合理的に、この施設を安全に建設できる範囲を占めさせていただいたわけでございます。

こういう施設を造るにあたって、やはりこういう敷地境界が出るというのはなんとかご理解いただきたいというように思います。

参加者：中間貯蔵施設ということで、最終処分とふたつの用語をお使いになっているようですが、30年という期間、それから30年後どこ、県外にもし最終処分場ができたと仮定しまして、中間貯蔵施設にあるものを全てそこに持っていくのか。ある基準の下、持っていくのか。そのことによって30年後という半減期にも関わるものが入ってきますよね。ある基準に満たないものは、最終処分場には行かない。中間処分場に残す、ある基準を超えたもののみ少量持っていくという形で、もし基準を作るとすれば、中間と言いながら、最終になるという言葉のごまかしが隠れているような気がします。その辺りについて、ご説明ください。

環境省：お答えいたします。ここに貯蔵するものは先ほどご説明しましたように主に土壌、それと灰になります。それぞれ当然、いわゆるベクレル数も違いますし、そこから水に溶出の、溶態と申しますか、も違います。今のお話は、そういう違うものの中で、例えばベクレル数の低いものは、今後、どう取り扱う方法があるのか、ないのか。それについては例えば、利用方法はあるのか、ないのか、ということにつながるご質問・ご意見だったと思います。従いまして、これも現在のところ、私もはっきり、どのような技術的な可能性があるかというのは分かっておりませんので、正直に申しまして、まだまだどういう準備を進めながらそういうふうな、今、いただいたようなご意見を反映させていくかと、それについてお答えをだしていくかというのはまだまだ悩んでおるところでございます。

従いまして、今のところとはとにかく中間貯蔵をしながら、最終処分に向けた準備をしていって、福島県外で30年以内に処分を完了ということを考えておるわけでございます。基準をどうするかというのも今後の大きな課題だと思っております。それはひとつの技術的な、おそらくブレイクスルーも要るかもしれませんが、あるいはいろんなところとの合意と申しますか、社会的な合意という意味でと思っておりますので、その辺りも中間貯蔵をやりながらぜひ、皆さま方の意見をいただきながら考えていく宿題だと思っております。

現在のところはまだまだ、そういう技術的なことも分かりませんし、今後どう取り扱うのかと分かりませんので、とにかく30年かけて一生懸命、そこは勉強していきたいと。本当のところはそういうところでございます。何とぞご理解いただきたいと思っております。

参加者：7ページにあります閣議決定している中間貯蔵、ここの文章のところに、さらに明確をするべく法制化を図りますって書いてありますけども、これは、はい、横長です。横長の7ページです。これは法制化を図りますって書いてありますけども、いつごろになるのか、その辺の日時というか、日にちというか、それを知りたいです。お願いいたします。

環境省：法制化につきましてはまず、法制化をしてから町に対して受け入れをお願いすべきだという意見もいただいているところでございます。国のほうでもいろいろ悩んだ末のことではございますけれども、仮に法制化をしてお願いをするということになると、これはもう、大熊、双葉に中間貯蔵施設を造ると、まさに建設ありきということで、その上で最終処分をする、外に出すということをお願いをすることになります。これはこれで非常に、地元の方の感情をある意味、踏みにじったというか、そういう気持ちにもなるんじゃないかということで、国としては受け入れということとセットで法制化をしっかりと進めさせていただきたい。そのために、今、この資料の中でもどういう法律で、どういう内容で法制化するという点については示させていただきましたので、この内容について、受け入れの是非のご判断ということをしていただくのとセットで、法制化を進めさせていただきたいと、このように思っております。

参加者：それいつから。

環境省：時期でございますけれども、これは受け入れの是非のご判断をいつしていただけるのかということと併せて考えさせていただくというふうに思っております。

参加者：すみません。私は、浪江町から今日来たんですけれども、浪江町に対しての今回
の中間貯蔵施設の住民説明会はないと私は聞いております。しかしこれは、浪江町をあまり
にも無視していると思います。というのは、浪江町は双葉町に隣接しているわけですね。
私は、福島第一原子力発電所から実家が8キロメートルの地点にあります。さらには、双
葉町と浪江町の境界線からは約2キロメートルの距離に持ち家があります。ということで。

環境省：大変すみません。今日は双葉町と大熊町さんの地権者さんの説明会になっており
まして、浪江町さんご意見を言うことはちょっとできないということなんですよ、申し訳
ないですが。

参加者：そうですか。

環境省：すみません。大熊町さん、双葉町さんに土地をお持ちでしょうか。

参加者：双葉町に私の祖母のお墓があるのと、私のおじとおばが住んでいるのと、私の母
が実家があるのと、私の檀家の住職が双葉町に住んでいるのと、いろいろと関係が双葉町
とあります。

環境省：すみません。先ほどの16ページ、17ページの中に土地をお持ちでしょうか。

参加者：ないです。

環境省：すみません。それなら、大変申し訳ないんですが、終わってからちょっと個々
にお話をさせていただきますでしょうか。よろしいでしょうか。

参加者：いや。

環境省：すみません、今日は申し訳ないんですが、大熊町さん、双葉町さん、それとそこ
に土地をお持ちの方のご意見をいただく場と考えておりますので、申し訳ございませんが。

参加者：じゃあ、浪江町に対する説明会は予定はされてないということですか。

環境省：すみません。そのお話は個々にお願いします。この場ではちょっと。

参加者：いや、今ここで答えてください。

環境省：すみません。申し訳ないんですが、ここは双葉町と大熊町さんの説明会の場なんで、
申し訳ないんですが。

参加者：で、先ほど出席してもいいと言われたんですけども。

環境省：それは土地はお持ちだということではなかったんですか。

参加者：いや、そういう質問はされませんでした。

環境省：すみません。それでは、もしそうであれば、申し訳ないんですがちょっとお控えください。

参加者：いや、でも。

環境省：すみません。お控えください。

参加者：まったく関係のないことではないんですよ。私の今回の事故のおかげで双葉町にいる親戚と、遠方に離ればなれになってしまったんですね。

環境省：すみません。ちょっと。

環境省：すみません。会が終わってからお願いします。これは今回、双葉町さん、大熊町さんの住民の方、そして、この地域に土地等。

参加者：じゃあ、浪江町に対する説明会も開いてください。

環境省：それはあとで個別に説明するという話があったんで、今。

環境省：すみません。ここで今するお話ではございませんので、申し訳ございませんが。

参加者：いや、この場で。いや、駄目です。国の方は大変ずるいんですよ。後出しじゃんけんみたいなことを言って。

発言者不明：出てけ。

環境省：すみません。ちょっとマイク、すみません。

環境省：皆様のご迷惑になるので。

発言者不明：ちょっと出て。

発言者不明：出てけ。

発言者不明：出て行ってください。

環境省：係員の方、すみません。

環境省：じゃあ、次、ほかの方の質問をお願いします。はい、そこの女性の方。

参加者：縦長の9ページにあります、1番のところにある黒い袋とかブルーの袋に入って、貯蔵してありますよね。この黒、町とかいろんな仮置き場で見ますけど、これは袋が破れたりなんかっというところはどのぐらい、何年ぐらい持つものかっということと、あと、私は地権のところじゃないんですけども、今現在でも一時帰宅なんかした場合には、もう庭とかがもう植木とかも掘り起こされてなくなってるっていうのが結構あるんですね。で、今度は一時帰宅も入るところを厳しくしたみたいなんですけども、今度その搬入されるようになりますよね、トラックとかで。そのときにやっぱり町の中の庭とか、いろいろ建物とかがますます荒らされるっていうか、そういうことも十分考えていただいて、そういうことに対しての対処もしていただきたいと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

環境省：まず全体のフレコンバッグ、フレコンの件でございますけれども、これは仕様書というのを私ども用意して、持っております、3年間は少なくともちゃんと使えるようなものであるというふうなことにしています。さらに、3年というのは、直射日光にさらされても、十分対応が効くという期間のものでございまして、この、例えば仮置き場にフレコンバッグを置いておりますが、その際にはシートをかけておりますし、その上に例えば遮蔽のものをするというようなこともございます。直接、太陽にあたっても結構長く持つということでございますので、さらに今の仮置き場の状況ですともっと長く持つということはあるというふうに考えております。

ご心配なのは破れたりするんじゃないかと、そういうことだと思っておりますけれども、これは、非常に頻度多く、仮置き場ちゃんと見回りもしております。もし何か、例えば除雪なんかでぼんとぶつかって破れたりするということがあれば、そこをちゃんと補修をするというようなことも可能でございます。何かあっても中のものが外に出ていたりしないような、そんな措置をしっかりと講じております。どうぞご理解いただければというふうに思います。

環境省：すみません。もうひとつの今でも例えば、植木が掘り起こされたり、いわゆる盗難、空き巣とかそういうのが起こっていると。それなのに、例えば工事が進むにつれて、例えば従業員の人のとか、あるいは先ほどフレコン運んでいくトラックなんかが入って、ますますそういうような犯罪とか増えるんじゃないかというご懸念、ご心配だと思います。それも私はもっともなご心配だと思います。

実はこれにつきまして、例えば、昨年、大熊町さん、双葉町さんで例えばボーリング調査をやったときも同様のご懸念がございました。当然、その犯罪ですので厳しく取り締まるわけですが、これは放射線下の、われわれ作業をやりますので、少なくとも従業員全員、どういう従業員がどこにいるというのは全人数管理をすることになります。それと、搬入するトラックにつきましても、この資料、すみません。何回も行ったり来たり。ここのお手元の資料の 31 ページ、輸送時の安全確保の主な対策、載ってますように、全てのフレコンの管理を行います。

つまり、どこから運び出したフレコンは、今どこを走っておるかという全数管理を行いますので、少なくとも運んでいるトラックについては、今、どこを走っておるといのは全部分かるようにしたいと思っております。これは実際、いろんな震災がれきの運送でもそういうようなことをやっております。それと、当然従業員についても全て、そのイメージ、ある意味、土木事業に対するイメージもあろうかと思えますけど、そこはきちんと国が責任を持って、そんなことをしないように、当然、こういう放射線量下の業務になりますので、当然放射線管理等もそういう出入処理、管理をしっかり行います。犯罪は起こらないようにいたします。それはこの工事につきましては私はご心配ないと思っております。従業員管理はしっかりいたします。

参加者：すみません。2回目なんですけれども、追加で聞かせてほしいんですけども、今回、中間貯蔵施設を運営する会社さんなんですけれども、PCB の処理実績があるというお話なんですけれども、PCB のほうも法制化されていて、処分をいつまでにしなさいということがあって、計画的に処理されていたと思うんですけども、結果として処分が間に合わなくて法律の期間を延長しているような実績がある中で、中間貯蔵施設もそういった形で、30 年というのがどんどん延びるんじゃないかと。本当に管理できるのかっていうところが、疑問符がちょっと付いてるんですけども、どのようにお考えでしょうか。

環境省：PCB につきましては、今言われたように PCB 特措法に基づいて平成 28 年度だったですか。そのころまでに処理をするということだったんですけども、その間に終了す

る見通しが立たずに 10 年間期限が延びたということでございます。ただ、PCB につきましてはもともと事業者、PCB を保管している事業者がその処理責任を持っておりまして、もともと民間事業者がそれを処理するということで進めてきたんですけど、どこにもそういう施設を造ることができずに、結局はこの日本環境安全事業株式会社という国が 100%株式を保有する会社が前面に出て、その処理をすることとしたことによって、処理施設もできて、処理が今、ようやく軌道に乗り始めたということでございます。

従いまして、この中間貯蔵につきまして、この期限内にできるかというご心配はあろうかと思えますけれども、国と、それから技術面では PCB を処理している会社が一体的に、しかも責任については国が全面的に負うことによって、この 30 年以内に中間貯蔵を終了するということに向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

参加者：その実績が、10 年延びたっていう実績があるんで、同じことが起きないかなというふうに思っています。最終処分場も国が前面に立って造るといってもできない、原子力のゴミも最終処分場ができない。本当にその最終処分はできるの、というところが疑問です。

また、大臣が県知事に対して回答したところで、中間貯蔵で出た土ですよ。土を処理していく中で、関係市町村とか福島県内で再利用とか、そういうふうなことも考えているというようなことが文面にあったと思うんですけども、そこの件については、県のほうはご了解を得ていて、例えば、福島市で出た土は福島市に戻すんですよとか、そういったところも受け入れたということによろしいのでしょうか。

福島県：今、再利用の関係で県としては国の申し入れを受け入れているのかというお話でございました。3月27日ですか。国のほうから設置にあたっての考え方を示されたと思うんですけど、国からはそういうお話ありますけれども、県として現時点でそういったものを受け入れているということでございません。

参加者：じゃあ、福島県は現在受け入れないですけども、国としてはそういうふうな処分の仕方をしているという計画で、これはいつ決着する問題なんですか。県と環境省さんで今、話し合っただけでもいいですけども、いつなんのでしょうか。

環境省：今の点につきましては、先ほど 30 年たつと放射性物質が減衰するというところで説明いたしましたが、具体的には 30 年間で、今ある放射性物質の濃度が 6 割減って 4 割になるということでございます。4 割減ったものについてどうするかということですけども、

例えば、今、廃棄物につきましては一定の基準がございまして、3,000 ベクレル以下のものについては、一定の条件の下で公共工事などに使えるという基準がセットされているところでございます。ただ、3,000 ベクレルというですね、今 8,000 ベクレルのものが 30 年後には 3,000 ベクレルになるということなんですけれども、それはただ単に基準があるということであって、それが再利用される周辺の皆さんが受け入れていただけるかどうか、そういうご理解がなければいくら基準があっても使えないものですので、そういうものを国のほうで、30 年後、福島県内に残していくということを考えているわけではございません。

従いまして、そういった、基準についてこの 30 年の中で理解を、これは福島県内ということではなくて、県外で最終処分をするということでございますから、県外の人たちにもよく分かっていただいて、3,000 ベクレル以下であれば公共工事に使えるといった点について十分に理解を得て、理解が得られれば、そういった分野で使っていくということも考えていく。これを 30 年の期間をかけて、国として一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。従いまして、県内で再利用するというのを今の時点で考えているということではございません。

参加者：父親がちょっと寝たきり状態になってしまったので、代わりに長男と妻が来ました。パンフレットの 17 ページでちょっとお聞きしたいんですが、郡山地区のうちの宅地、家屋、畑、田畑のある場所ですね。これを見るとおそらく駐車場の用地になっているようなんですけども、取りあえずその駐車場になる根拠と言いますか、理由はなんかあるんでしょうか。

あとは、うちの父親は農業高校を卒業してから、ずっと百姓一筋で、特に東電に働きにも行ってません。地道に生活してきました。今回の原発事故に関して特に落ち度はないと思うんですけども、いまだにうちに帰れず。で、このあと土地を二束三文で取り上げようというお話なんですけれども、なんの落ち度もない人間に、そのようなことがなぜできるのでしょうか。

うちの中で取りあえず決まったことは、国には土地は、うちは売らないということで一致しております。区画の一部も売りません。それと、最後まで反対する人間がいた場合に、ほかのみんなが賛成すれば、強制的に土地は借り上げますでしょうか。以上をお答えください。

環境省：ありがとうございます。ここに、18 ページに配置、で、基本的考え方と書いてますように、施設全体が効率性、機能性を持って、一体的に配置するというので、先ほど

の車両がたくさん通るといふこともありまして、駐車場はぜひ必要だと思っております。駐車場がないと、そこで受入・分別施設までの交通が滞ります。従いまして、若干の応用、場所が若干動いたりするかもしれませんが、この敷地は必要だと思っております。

それと、おそらくご質問の趣旨は反対した場合にどうなるのかということなんですが、これはあくまで人様の財産でございますので、頭を下げをお願いするしかないと思っております。それと本当に、先祖代々の土地で、冒頭申しましたようにそこにこういう施設を造るといふことは、本当に心苦しいことであると、私、思っています。しかしながら、福島の復興を進めて、除染を進めるためには中間貯蔵施設、ぜひ必要だと思っておりますので、なんとか頭を下げ、何度も何度も丁寧な説明をして、地権者の皆さま方に、あるいは関係者の皆さま方をお願いするしかないと思っております。どうもご意見ありがとうございます。とにかく頭を下げ、丁寧に、丁寧にご説明を繰り返すしかないというように思っております。

参加者：先ほどはありがとうございました。私の質問を先ほど詳しい方が最終処分うんぬん、先ほど私が聞いたお答えの中では4割になるというお話がありませんでしたが、専門的な質問をすれば、具体的な数字が来るといふ、そんな方向性も見えました。30年で本当に終わる気があるなら、30年の借地で30年後に返していただく。その30年分を借地代として一括に支払う。そんな選択肢もありなのかな、と思って聞かせていただきました。本当に30年で元の土地に戻すと。状況は分かりませんが、除染も含め、戻すということを考えれば、30年分の借地という方向、その辺りの代替案として具体的に出していただければと今後の検討材料としてお願いいたします。

環境省：どうもありがとうございます。今、ご意見いただきましたけれども、ほかの会場でも、特に先祖伝来の土地を手放すのは忍びないと。また、30年後に最終処分場にされてしまうのではないかとご懸念も何度もいただいております。それに対してなんとか応えられないかということで、賃貸借も含めて検討しているところではございますけれども、難しい面としては、民法の中で賃貸借の期限というのが20年ということで定められていますので、どうしても30年間の間には一度、更新があると。そのときに、仮に貸していただけないような状況になったときには、これは中間貯蔵施設としての安定性を失うことになってしまうので、そういった面をどういうふうクリアすることができるのか、今そういう点を悩みながら、なんとか解決策が見いだせないかということで検討しているところで

ございます。そういった点について、ご理解をぜひいただければありがたいと思っております。

以上